



(号外) 独立行政法人国立印刷局

## 目次

## 〔省令〕

- 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働三二)
- 保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(同三三)
- 〔告示〕
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産五七三)
- 肥料を登録した件(同五七四、五七五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通三二六、三二七)
- 道路に関する件(東北地方整備局三三一四一)
- 道路に関する件(関東地方整備局九八〇一〇一)
- 道路に関する件(近畿地方整備局二九、三〇)
- 道路に関する件(中国地方整備局三〇、三七)

七 六 五 四 三 二 一

- 裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等
- 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係
- 地方法公團体  
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等  
改葬関係  
会社その他  
会社決算公告

七 六 五 四 三 二 一

- 厚生労働省令第三十一号  
国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十八号)の一部の施行及び国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第七十一号)の施行に伴い、並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第四条第二項、第四条の四、第七条、第八条、第十四条第二号及び第六条の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年三月十三日 厚生労働大臣 塩崎恭久
- 〔官厅報告〕
- 道路に関する件(九州地方整備局三五〇三八、四〇、同三九、四一)
- 都市計画に関する件(同四三、四四)
- 道路に関する件(北海道開発局三五〇三七)
- 〔官厅報告〕
- 道路に関する件(九州地方整備局三五〇三八、四〇、同三九、四一)
- 厚生労働省令第三十一号  
国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十八号)の一部の施行及び国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第七十一号)の施行に伴い、並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第四条第二項、第四条の四、第七条、第八条、第十四条第二号及び第六条の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年三月十三日 厚生労働大臣 塩崎恭久
- 〔公告〕
- 北海道開発局公示(中国地方整備局)  
争議行為の通知の公表について  
(厚生労働省)
- 〔公告〕
- 中国地方整備局公示(中国地方整備局)  
労働  
諸事項
- 裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産五七三)
- 肥料を登録した件(同五七四、五七五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通三二六、三二七)
- 道路に関する件(東北地方整備局三三一四一)
- 道路に関する件(関東地方整備局九八〇一〇一)
- 道路に関する件(近畿地方整備局二九、三〇)
- 道路に関する件(中国地方整備局三〇、三七)

七 六 五 四 三 二 一

二 一

三 二 一

四 三 二 一

五 三 二 一

六 三 二 一

七 三 二 一

八 三 二 一

九 三 二 一

一〇 三 二 一

一一 三 二 一

一二 三 二 一



